

令和7年11月25日

第29回村上市農業委員会会議録

第29回村上市農業委員会総会を令和7年11月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	大野章	5番	遠山和孝
7番	斎藤博	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	11番	板垣栄一
13番	島田幸男	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄
20番	富樫あゆみ		

2. 欠席委員は次のとおりである。

1番	石山章	3番	菅原隆雄
4番	高橋大亮	6番	遠藤俊樹
8番	稲葉浩之	12番	船山寛
14番	田村昭一		

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 事業計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について  
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 高橋  
事務局 次長 中村  
事務局 副参事 園部

高橋局長

それでは、ただいまから第29回村上市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は7名です。議席番号1番、石山章委員、

議席番号3番、菅原隆雄委員、議席番号4番、高橋大亮委員、議席番号6番、遠藤俊樹委員、議席番号8番、稲葉浩之委員、議員番号12番、船山寛委員、議員番号14番、田村昭一委員、よって本日の出席委員は13名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日の議案の説明員として近藤和明推進委員に出席をしていただいておりますので、報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長職務代理者であります板垣委員よりご挨拶のほうをお願いいたします。

板垣職務代理者

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、板垣職務代理者よりお願いをいたします。

板垣職務代理者

それでは、議事録署名委員についてであります。私にご一任願えますでしょうか。

（異議なしの声多数）

板垣職務代理者

それでは、一任いただきましたので、議席番号19番、富樫委員、議席番号20番、同じく富樫あゆみさん、お二方、大変であります。よろしくをお願いをいたします。

（両委員了承）

板垣職務代理者

それでは、早速であります。議題に入ります。

それでは、報告事項から進めてまいりたいと思います。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局、説明をお願いします。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地は、1筆、578平米。申請事由は、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

（位置説明省略）

報告は以上です。

板垣職務代理者

続きまして、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題

といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### 園部副参事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明します。

今月は、贈与が3件、売買が3件、合わせて6件です。

それでは、番号1番から、贈与の案件です。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計337平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が高齢で、申請地を手放したいという考え、申請地と同じ集落に住んでいる譲受人に贈与をするものです。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計984平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。この申請地は、譲受人が農地法第3条で借りていた農地です。今回、譲渡人の申出により贈与が決まったものです。

番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積226平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。この申請地は、もともと譲受人が管理をしていたもので、今回、譲渡人の申出により、贈与が決まったものです。

続きまして、番号4番から売買の案件です。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計652平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積491平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積合計767平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

(位置説明省略)

以上で場所の説明を終わります。説明しました6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 板垣職務代理人

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質問のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

#### 板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、農地法第3条の規定による許可申請について、許可す

ることに決定してもよろしいですか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、提出された案件全て許可するものといたします。

それでは、議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。なお、関連する5条申請がございますので、続けて説明いたします。番号1、当初計画者、〇〇〇〇、承継者が〇〇〇〇。土地は、1筆、214平米。移転内容は、住宅建築敷地、対価が〇〇〇〇円です。変更目的及び内容ですが、申請は、隣地と合わせて、住宅建築敷地の目的で、昭和46年12月23日付村農地第3834号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が建築困難となったため、このたび承継者が住宅の建築を計画したものです。

続きまして、5条申請を説明いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてです。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。お三方は兄弟で、持分3分の1ずつとなっています。譲受人は、承継者と同じ、〇〇〇〇です。土地は、1筆、214平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円となります。農地区分は第3種農地、備考として、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途区分、第1種中高層住居専用地域に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建て1棟、建築面積66.79平米となります。

(位置説明省略)

説明は以上です。

板垣職務代理者

ありがとうございました。

ただいまは、議案第2号と関連性がありますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についても説明をいただきました。

事前に現地調査をしていただいておりますので、説明員お願いをいたします。

推進委員、3番、近藤和明委員。

近藤和明推進委員

村上市農地転用現地調査の報告をいたします。

事業計画変更申請と関連する農地法第5条申請の議案番号1番につきまして、11月7日に現地調査を実施しましたので、報告いたします。当日は、午後1時15分に教育情報センターにおいて、

農業委員 3 名、推進委員 2 名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動しました。現地では、〇〇〇〇氏の立会いの下、申請内容について確認を行いました。当初計画者の〇〇〇〇氏は神林出身の方で、仕事の関係で県外勤務が続いておりましたが、地元に戻りたいと考え、昭和46年に住宅建築を目的とした転用申請を行いました。しかし、県内勤務がかなわず、計画を実施することができないままの状態が続いていたとのことでした。また、承継者の〇〇〇〇ご夫妻は、現在県営住宅に住んでおりますが、子供の成長とともに今の住居が手狭になってきたことから、このたび住宅を建築することに至ったとのことでした。申請地は都市計画の用途地域に位置し、周囲には住宅が建ち並び、宅地化が著しい地域にある農地で、周囲には申請地以外の農地はありません。水道や生活雑排水は、上下水道管が前面道路内に埋設されていることから、そこへ接続し、雨水排水については前面道路の側溝へ接続することです。また、申請に伴う盛土の計画はなく、周囲への土砂の流出のおそれはないと確認しました。

以上のことから、村上地区としては、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

板垣職務代理者

現地調査ありがとうございました。

それでは、ただいまの件について質問をお受けいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理者

特段ないようでありますので、議案第 2 号 事業計画変更承認申請について並びに議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案第 2 号については承認することとし、議案第 3 号については許可することとしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理者

議案第 2 号を承認、議案第 3 号を許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

園部副参事

それでは、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が13件、賃貸借の設定が41件、合わせて54件です。

それでは、番号 1 番から使用貸借の設定です。番号 1 番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇

○、土地の表示、○○○○、地目、田ほか8筆、地積合計12,412.58平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担です。

以降、番号13番までが使用貸借の設定です。

続きまして、番号14番から賃借権の設定です。番号14番、出し手、○○○○、受け手、○○○○、土地の表示、○○○○、地目、田1筆、地積5,976平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、10アール当たり○○○○円、改良区費は借人負担です。

以降、番号54番までが賃借権の設定です。今回は期間満了による再設定をするものがほとんどです。

以上で説明を終わります。

板垣職務代理者

ありがとうございました。

それでは、議案第4号につきましてご質問のある方、お願いします。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

お聞きしたいのですが、3番目の貸人も借人も同じ名前だけど、これでいいか。

園部副参事

こちらにつきまして、この○○○○集落ですが、地域集積協力を平成27年度に交付されています。交付要件として自身の土地も機構契約が必要でした。その関係で今回貸し借りの申請が上がったものでございます。

板垣職務代理

阿部さん、いかがですか。

阿部正一委員

よく分かりません。名前が一緒でいいということ。

園部副参事

集積金という事業の交付事業があつて、自分から自分に貸す場合も中間管理機構をとす要件になっています。そのため使用貸借として、自分から自分に土地を貸します。ただ、要件の期間は満了していますので、本人に説明しましたが、そのままの契約にしてくださいということでしたので、交付金は今回ありませんが、その交付金をもらったときと同様の契約の形にしています。本来は別に変えても大丈夫なんですけど、本人からの申出がありましたので、契約を使用貸借という形でしております。よろしいですか。

阿部正一委員

分かりましたが、そういう説明してもらえばいいと思いますので今後はそうしてください。

板垣職務代理者

ほかにご質問ありませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理者

ないようでありますので、農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、利用権の設定は適正であるとして意見書を交付してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理者

ありがとうございました。それでは、議案第4号は適正であるとして意見書を交付いたします。議事はこれで終わりましたが、引き続き、協議、連絡事項に入りたいと思います。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和7年11月25日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員

委 員